

【1】 2007 青山学院大学 2/17 法

A.

1874(明治7)年、板垣退助や副島種臣らは、 (1) 建白書を「左院(さいん)」という当時の政府(太政官)の一機関に提出し、 (2) 運動に弾みをつけた。政府もそうした議会開設要求を無視できなくなり、紆余曲折はあったものの、1889(明治22)年、「明治憲法」と通称される「 (3) 憲法」を發布(公布)して、要求に応えた。つまり、同憲法は、「 (4) 議会」の設置を前提に、その組織や権限などを規定し、「上諭(じょうゆ)」と呼ばれる付属文書で、議会開会時に憲法を有効にする(施行する)と謳い、翌年11月29日に、議会が活動を開始したのである。

B.

明治憲法に、「内閣」と題した章はない。 (5) 権の担い手としての内閣を憲法に明文規定化すると、議会による責任追及を免れにくい、というのが、その理由であつたらしく、同憲法第4章は「 (6) 及枢密顧問」と題し、ただその構成員に関する条文を置くにすぎない。

C.

日本国憲法(第69条)では、「内閣は、衆議院で (7) を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、 (8) をしなければならない。」と規定し、内閣の、国会に対する (9) 責任を明文規定化した。

D.

国会は、衆議院と参議院とから成り、両議院の一致した議決によって運営するのが原則である。しかし、憲法は、一致した議決を得られないときのために、 (10) の議決に優越権を与えている。それは、① (11) の議決、② (12) の議決、③ (13) の承認、④ (14) の指名の議決という4つの場合についてである。なお、両議院の妥協案を得るために (15) という制度も用意されている。((11) と (12) については、解答の順番は問わない。)

【2】 2006 関西大学 2/7, A日程, 3教科型, 本学・地方 法学部デイトタイムコース・フレックスコース

次の文を読んで、問(A)～問(F)に答えなさい。

(X)に成立した日本国憲法には、次のような上諭が付されている。

「朕は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密顧問の諮詢^{じゆん}及び帝国憲法第73条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可し、ここにこれを公布せしめる。

御名御璽

(X)

内閣総理大臣兼

外務大臣

(i)

国務大臣

①男爵 幣原喜重郎

司法大臣

木村篤太郎

②内務大臣

大村清一

文部大臣

田中耕太郎

農林大臣

和田博雄

国務大臣

斎藤隆夫

逓信大臣

一松定吉

商工大臣

星島二郎

厚生大臣

河合良成

国務大臣

植原悦二郎

運輸大臣

平塚常次郎

大蔵大臣

石橋湛山

③国務大臣

金森徳次郎

国務大臣

膳 桂之助 」

このような形式は、大日本帝国憲法の上諭でもとられており、次のようになっている。

「……帝国議会ハ明治 23 年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期
トスヘシ

… …

御名御璽

(Y)

内閣総理大臣

伯爵 黒田清隆

枢密院議長

伯爵 (ii)

外務大臣

伯爵 大隈重信

海軍大臣

伯爵 西郷従道

農商務大臣

伯爵 井上 馨

司法大臣

伯爵 山田顕義

大蔵大臣

兼内務大臣

伯爵 松方正義

陸軍大臣

伯爵 大山 巖

④文部大臣

子爵 森 有礼

逓信大臣

子爵 榎本武揚 」

問(A) 文中の(X)と(Y)に入れるのに最も適当な組合せを次の(ア)～(エ)の中から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) X : 昭和 22 年 5 月 3 日 Y : 明治 14 年 10 月 11 日
 (イ) X : 昭和 21 年 11 月 3 日 Y : 明治 22 年 2 月 11 日
 (ウ) X : 昭和 21 年 11 月 3 日 Y : 明治 14 年 10 月 11 日
 (エ) X : 昭和 22 年 5 月 3 日 Y : 明治 22 年 2 月 11 日

問(B) 次の文の(i)と(ii)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群Ⅰから選び、その記号をマークしなさい。

大日本帝国憲法においては、国務大臣が内閣という合議体を形成するものとはされていなかった。内閣官制第2条は、内閣総理大臣に首班としての地位を認めていたが、憲法上は、すべての大臣は平等という建前であった。このことは、1885年初代内閣総理大臣となった(ii)についても、(i)についても同様である。しかしながら、(i)は、日本国憲法成立後は、日本国憲法第65条以下の適用を受ける内閣総理大臣であり、その地位と権限は大きく変化した。

〔語群Ⅰ〕

- (ア) 鳩山一郎 (イ) 吉田 茂 (ウ) 伊藤博文 (エ) 山県有朋

問(C) 下線部①に関して、次の文の(1)～(4)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群Ⅱから選び、その記号をマークしなさい。

帝国議会は、衆議院と貴族院の二院制をとっていた。貴族院は、(1)、(2)および勅任議員によって構成されていた。両院の権限は、衆議院の(3)を除いて対等であった。

日本国憲法第14条2項は、「(2)その他の貴族の制度は、これを認めない」と定めている。大日本帝国憲法の下では、(2)という特権的身分があり、公侯伯子男の爵位が設けられていた。それら(2)は、貴族院議員となり、あるいはそれを互選するなどの特権を与えられ、その地位は(4)されていた。

問(D) 下線部②に関して、次の文の(5)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群Ⅱから選び、その記号をマークしなさい。

内務省は、1947年12月解体・再編されたが、その権限の一部を受け継いで(5)が設置された。

問(E) 下線部③に関して、次の文の(6)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群Ⅱから選び、その記号をマークしなさい。

占領軍総司令部は、1946年2月、(6)三原則を作成し、民政局に提示した。この三原則を受けて、民政局は(6)草案をまとめた。日本政府は、この草案に基づいて作成した憲法改正草案要綱を同年3月6日、国民に公表した。

さらに、4月17日、政府は正式に条文としての体裁を整えた憲法改正草案を公表した。この政府草案の責任者、憲法担当国務大臣として活躍したのが金森徳次郎である。

問(F) 下線部④に関して、次の文の(7)に入れるのに最も適当な語句を下記の語群Ⅱから選び、その記号をマークしなさい。

1890年、教育の根本方針を示した(7)が発布された。この(7)は、国民に忠君愛国を説き、精神的・道徳的支柱とすべきものとされた。

〔語群Ⅱ〕

- (ア) 天 皇 (イ) 皇 族 (ウ) 選 挙 (エ) 世 襲 (オ) 士 族 (カ) 華 族
 (キ) 勅 令 (ク) 自治省 (ケ) 郵政省 (コ) シャープ (サ) 教育勅語 (シ) 指導要録
 (ス) 軍人勅諭 (セ) マッカーサー (ソ) ホイットニー (タ) 予算先議権

【3】 2005 青山学院大学 2/15, A方式, 本学 経営学部

次の文章の (1) から (30) に入れるのに最も適当な語句を記入しなさい。

(A)

一定の立法手続きで制定され、文書の形式をそなえる法を (1) といい、これに対し文書の形式をとらない法は (2) と呼ばれる。

日本におけるもっとも基本的な6つの法は (3) とも言われるが、それらは憲法、刑法、民法、 (4) (5) (6) となる。(4) (5) (6) については、解答の順番は問わない。) (4) (5) (6) となる。

法を分類するとき、国家と国民との関係を規制する法を (7) と呼び、国民相互の関係を規制する法を (8) と呼ぶが、その中間的な性格を持ち、 (9) の発展によって大きくなった経済的不平等を国家が調整する必要から作られた労働法、経済関係法などを (10) と呼ぶ。

(B)

大日本帝国憲法(明治憲法)における天皇は「 (11) ニシテ侵スヘカラス」(第3条)とされており、大日本帝国は万世一系の天皇がこれを (12) するとされた(第1条)。

昭和20年8月14日の (13) 宣言受諾後、10月25日に (14) が設置され、一般に (15) 案と呼ばれる憲法改正草案が明らかにされたが、これは天皇主権主義を温存する保守的なものであったため、GHQはこれを拒否し、 (16) 草案と呼ばれるあらたな憲法草案を作成した。

これらの経過を経て制定された日本国憲法では、 (17) は (18) に存するとされたうえで、天皇はその総意に基づいて、「 (19) の象徴であり (20) の象徴」(第1条)であるとされ、ここに象徴天皇制が確立した。

その結果、日本国憲法においては、天皇は内閣の (21) と (22) にもとづいて(第3条)、憲法に定める (23) のみを行い、「国政に関する (24) を有しない」(第4条)こととなった。

(C)

日本の裁判所には最高裁判所と (25) があるが、後者はさらに高等裁判所、地方裁判所、 (26) (27) に分かれる。(26) (27) については、解答の順番は問わない。)最高裁判所は長官とその他の (28) 人の裁判官で構成され、全員の裁判官の合議体である (29) と、通常5人の裁判官からなる (30) に分かれる。

【4】 2005 関西大学 2/3, A日程, 本学・地方 社会学部

次の文を読んで以下の問(A)～問(E)に答えなさい。

日本国憲法第99条は、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、 (1)その他の (2)は、この憲法を尊重し (3)する義務を負ふ」と規定する。これに関して、いくつかの問題を検討してみよう。

第一に、上の義務と、憲法改正を主張することとが両立するかという問題である。当然のことながら、「 (4)に関する権能を有しない」(日本国憲法第4条)天皇は、憲法改正を主張することはできないし、「この憲法及び法律」に拘束される (1) (日本国憲法第76条)が職権を行使する際に憲法改正を主張することはできない。他方で、国会議員は、国会が憲法改正の発議権(日本国憲法第96条)を有する以上、所定の手続きに従う憲法改正を主張することが認められるのも当然である。国務大臣については、その過半数は国会議員から任命されるので、議員たる資格において憲法改正を主張することはともかく、大臣としての資格においてそれが可能か否かは、内閣による法律案の「 (5)」(日本国憲法第72条)の場合と同様に、内閣に憲法改正案の (5)権が認められるかどうかによる。

第二に、日本国憲法第99条の列举のなかには、 (6)が入っていない。このことの意味をどう解すべきか。近代 (7)主義にとって、憲法制定の主要な目的は、国家権力の行使を憲法によって (8)

し、(6)の自由を保障することにある。近代憲法を構成する規範は、国家機関に立法権や行政権などの権限を付与する(9)規範、その権限を行使する国会や内閣を(10)する(10)規範と並んで、国家権力の行使を(8)する(8)規範から構成されている。日本国憲法第 99 条は、国家権力の運用者たち、すなわち、(2)が、憲法による(8)を踏み越えないように、その尊重・(3)義務を課し、憲法がないがしろにされることをあらかじめ防止しようとした規定である。

これに関連して第三に問題となるのが、最近の改憲論によって提唱されている議論である。それによれば、日本国憲法は権利の保障にばかり熱心であり、(6)が国家共同体の一員として負うべき義務に対して関心を払っていないとされる。そこから、憲法を改正して、(11)の義務を含め、(6)が負うべき国家・社会への義務を憲法に規定すべきであるとされる。たしかに、(6)は社会生活を営むうえで、国家・社会の一員として果たすべき多くの義務を負う。けれども、近代(7)主義にとって、憲法制定の主要な目的は、国家権力の(8)による自由の保障にある。その憲法が、国家に対して向けられた自由や権利の保障を専ら掲げることは、近代(7)主義に内在する論理に従ったものだ。憲法には「権利ばかりでなく、義務を」と主張する改憲論の議論は、憲法を、校則や社訓のような、道徳的訓辞を述べる文書と勘違いするものだろう。

問(A) 文中の(1)～(11)に入れるのに最も適当な語句を、以下の語群から選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 国民 (イ) 官僚 (ウ) 知事 (エ) 執行 (オ) 審議 (カ) 授権
- (キ) 遵守 (ク) 提出 (ケ) 制限 (コ) 擁護 (サ) 国政 (シ) 国事
- (ス) 行政 (セ) 国防 (ソ) 任意 (タ) 強制 (チ) 組織 (ツ) 啓蒙
- (テ) 勤労 (ト) 民主 (ナ) 立憲 (ニ) 外国人 (ハ) 公務員 (ヘ) 裁判官
- (ロ) 納税者

問(B) 2000 年 1 月、日本国憲法に関する広範かつ総合的な検討を行うため国会の衆参両院に設けられた機関の名称として正しいものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 憲法研究会 (イ) 憲法調査会 (ウ) 憲法調査推進議員連盟 (エ) 憲法問題調査委員会

問(C) 日本国憲法の改正を行わずとも、現行の法律の改正や新しい法律の制定などによって対応できるものを次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 有権者が直接選挙で総理大臣を選出する制度を導入すること。
- (イ) 日本が外敵から攻撃された場合に備えて戦力をもつこと。
- (ウ) 議院内で演説する最中に、総理大臣の名誉やプライバシーを傷つけるような発言を行った議員に対して、損害賠償責任を負わせること。
- (エ) 知る権利や環境権などの憲法に明文で規定されていない「新しい人権」を保障すること。

問(D) 憲法の改正に関して述べられた文章として、**適当でない**ものを、次の(ア)～(エ)から一つ選び、その記号をマークしなさい。

- (ア) 日本国憲法は今から 50 数年前に制定された憲法であり、現在の主権者が過去の主権者の決定に拘束されるいわれはないので、議会の多数決によって憲法改正が認められる。
- (イ) 日本国憲法の上^{じょう}諭^ゆによれば、日本国憲法は、大日本帝国憲法第 73 条の改正手続に従って、天皇によって裁可^{さん}され、公布された欽定憲法の体裁をとっている。
- (ウ) 憲法の改正規定に従ったからといって、いかなる内容の改正も可能であるわけではなく、主権原理などの憲法の基本原理は改変できないとするのが、学説においては一般的な考え方である。

(エ) 最高裁判所はその判決のなかで、憲法第9条の平和主義の意味が、いわゆる解釈改憲によって変わったことを認めていない。

問(E) 義務に関連して述べられた次の(ア)～(エ)の文章のなかから、**適当でないもの**を一つ選び、その記号をマークしなさい。

(ア) 日本国憲法は、働く能力のある者に対して、自ら働いて生活を維持すべき義務を負わせるものではない。

(イ) 日本国憲法によれば、就学年齢に達した子どもは、学校に通い、普通教育を受ける義務を負う。

(ウ) 日本国憲法第30条は、納税の義務について定めているが、この条文は、同時に、「法律の定めるところ」によらない限り、課税されない権利を保障したものである。

(エ) 政府見解によれば、徴兵制を設け、兵役の義務を課すことは、日本国憲法第18条にいう「意に反する苦役」に該当する。

【5】 2005 法政大学 2/9, A方式, 本学 現代福祉学部 I 日程－経済学部

ポツダム宣言は、日本に対して (a) の除去と領土制限、国民の自由意思に基づく政府の樹立、
① の促進、② と宗教及び思想の自由並びに ③ の尊重の確立を要求していた。日本がポツダム宣言を受諾したということは、その履行を国際社会に対して約束したことを意味し、大日本帝国憲法の改正および新憲法の制定は必然であった。

大日本帝国憲法では、政治の決定権力については、(b) ではなく (c) がとられ、議会政治や政党政治が健全に発展することを妨げるさまざまな規定が盛り込まれていた。

そこで、終戦と同時に連合国は、マッカーサーを総司令官とする総司令部(GHQ)を設け、日本の ④ にあたらせた。GHQは、まず、宗教、集会、② の自由を制限する一切の法律を廃止することを命じた。さらに、このような法律によって投獄されていた人々の釈放を命じたのであった。ついで、当時の内閣に対しては、⑤、⑥、自由主義的教育の実施、特高制度の廃止、独占による産業支配の改善を要望した。

このような経過の中で内閣は、国務大臣を委員長とする ⑦ を設置した。連合国は、⑧ を強く拒否していたのに対し、政府首脳部や政治的指導層は、依然として ⑧ を維持しようとしていた。1946年2月に明らかにされた「案」は、天皇が ⑨ を総攬するという明治憲法の原則を変えることなく、天皇中心の国家体制を堅持しようとする「⑩」を方針とした内容であった。

GHQはこの案の採択を拒否し、日本政府には (d) や自由主義にもとづく憲法草案の作成は困難と考え、⑪、⑫、⑬ の三つからなるマッカーサー三原則にもとづく憲法草案(マッカーサー草案)をつくり、日本政府に提示した。政府は、マッカーサー草案を基礎にして、新たな草案づくりに着手した。

今日の「押しつけられた憲法」論は、以上のような経過を捉えたものといえる。しかし、新憲法は、以下の点から、必ずしも「押しつけられた」ものではない、とする見解もある。まず、制定の過程において、当時の知識人らによる ⑭ の憲法草案が、マッカーサー草案作成の際に参考とされたこと、
① 歳以上の男女による普通選挙が実施され、それによって選出された議員で構成する (A) で、また貴族院においても審議がなされた上で、多数をもって可決されるなど (d) 的過程を経て制定されたこと、さらに当時の国民はその理念や原則を支持していたことなどである。

その後、日本政府はマッカーサー草案を受けて、19 (2) 年3月憲法改正要綱を、同年4月には続いて憲法改正草案を公表した。憲法改正草案は、⑮ 規定が加えられるなどの修正の後、第 (3) 帝
日本国憲法の成立

国議会において可決され、日本国憲法として 1946 年 (4) 月 (5) 日に公布、翌年 5 月 3 日から施行された。

問 1 文中の空欄(a)～(d)に、最も適切な語句をつぎの語群からそれぞれ一つ選んで、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 国民主権主義 イ 新自由主義 ウ 新保守主義 エ 軍国主義 オ 民主主義
カ 天皇主権主義 キ 平和主義 ク 民族主義 ケ 保守主義 コ 資本主義
サ 社会主義 シ 立憲主義

問 2 文中の空欄①～⑮に、最も適切な語句をつぎの語群の中からそれぞれ一つ選んで、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 信託統治 イ 公民権運動 ウ 主権在民 エ 憲法調査会 オ 議院内閣制の維持
カ 封建制の廃止 キ 軟性憲法 ク 言論 ケ 分割統治 コ 婦人の解放
サ 労働者の団体交渉権 シ 天皇主権 ス 労働組合の助長 セ 憲法問題調査委員会
ソ 統治権 タ 工業化 チ 天皇制の存続 ツ 戦争放棄 テ 生存権 ト 憲法研究会
ナ 自主憲法 ニ 国民主権 ヌ 民主化 ネ 基本的人権 ノ 公職追放 ハ 平和憲法
ヒ 硬性憲法 フ 自治権 ヘ 占領統治 ホ 表現 マ 交戦権 ミ 近代化
ム 国体護持

問 3 文中の空欄(A)に、最も適切な語句をつぎの語群の中から一つ選んで、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 庶民院 イ 枢密院 ウ 代議院 エ 元老院 オ 衆議院

問 4 文中の空欄(1)～(5)に、最も適切な数字をつぎの語群の中から選んで、その記号を解答欄にマークせよ。

ア 20 イ 10 ウ 12 エ 5 オ 3 カ 90 キ 80 ク 60 ケ 4 コ 2 サ 11
シ 70 ス 1 セ 7 ソ 30 タ 9 チ 40 ツ 50 テ 13 ト 15 ナ 46 ニ 42
ヌ 36 ネ 45 ノ 47

【6】2005 明治大学 2/18, 本学 農学部(農業経済学科)

次の文章を読んで、下記の設問に答えなさい。

日本国憲法の成立は、マッカーサーが⁽¹⁾日本政府に憲法改正を 1945 年 10 月 11 日に示唆したことに始まる。同年 10 月 27 日には憲法問題調査委員会が第 1 回総会を開催し、翌年 2 月 8 日には同委員会が⁽²⁾草案を提出した。しかし、GHQ はこの案を拒否し、⁽³⁾GHQ 草案を考慮した憲法改正を要求した。これを受け、日本政府は 1946 年 4 月 17 日に憲法改正案を発表し、同年 6 月 20 日に第 90 回帝国議会に上程され、可決された。そして同年 11 月 3 日に日本国憲法が公布され、現在に至っている。

こうして成立した日本国憲法の基本的性格は、国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を三大原理とする最高法規であり、その改正には特別の手続きを必要とする(①)憲法である。改正手続きは、憲法第(②)条で「各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない」と規定されている。しかし、日本国憲法の平和主義は第 9 条で戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を定めているにもかかわらず、政府の第 9 条に対する解釈は戦後一貫していない。⁽⁴⁾第 9 条をめぐる司法判断についても複雑な様相を見せている。第 9 条との関係で論議がある自衛隊については、⁽⁵⁾国連平和維持活動協力法(PKO 協力法)の制定により、⁽⁶⁾国連平和維持活動(PKO)参加が可能となった。しかし、現実には第 9 条との矛盾は避けられず、⁽⁷⁾日米安保体制とのかかわりで自衛隊の強化拡大は憲法の平和主義に反するのではないかという⁽⁸⁾批判がある。

- 問1 空欄(①)に入るべき用語として正しいものの記号を一つ選び、解答欄にマークしなさい。
A 軟性 B 私擬 C 民定 D 欽定 E 硬性
- 問2 空欄(②)に入るべき用語として正しいものの記号を一つ選び、解答欄にマークしなさい。
A 94 B 95 C 96 D 97 E 98
- 問3 下線(1)「日本政府」に関して、当時の内閣総理大臣として正しい人名の記号を一つ選び、解答欄にマークしなさい。
A 鳩山一郎 B 幣原喜重郎 C 片山哲 D 吉田茂 E 芦田均
- 問4 下線(2)「草案」に関して、提出された草案として正しいものの記号を一つ選び、解答欄にマークしなさい。
A 憲法研究会案 B 松本案 C 共産党案 D 近衛・佐々木案 E 憲法懇話会案
- 問5 下線(3)「GHQ 草案」に関して、この草案作成に大きな影響を与えた案として正しいものの記号を一つ選び、解答欄にマークしなさい。
A 松本案 B 自由党案 C 共産党案 D 憲法研究会案 E 憲法懇話会案
- 問6 下線(4)「第9条をめぐる司法判断」に関して、その対象事件および訴訟として正しくないものの記号を一つ選び、解答欄にマークしなさい。
A 砂川事件 B 恵庭事件 C 百里基地訴訟 D 長沼ナイキ基地訴訟 E 朝日訴訟
- 問7 下線(5)「国連平和維持活動協力法(PKO 協力法)」に関して、制定年として正しいものの記号を一つ選び、解答欄にマークしなさい。
A 1992年 B 1993年 C 1994年 D 1995年 E 1996年
- 問8 下線(6)「国連平和維持活動(PKO)」に関連して、自衛隊参加のPKOとして正しくないものの記号を一つ選び、解答欄にマークしなさい。
A 国連モザンビーク活動 B 国連兵力引き離し監視隊 C キプロス平和維持隊
D 国連東ティモール暫定行政機構 E 国連カンボジア暫定行政機構
- 問9 下線(7)「日米安保体制」に関連した説明文のうち、正しくないものの記号を一つ選び、解答欄にマークしなさい。
A 1951年、サンフランシスコ講和条約の調印と同時に日米間で結ばれた条約を日米安全保障条約という。
B MSA 協定締結によって日本は防衛力増強の義務を負わされた。
C 日米安全保障条約の改定、強化の目的で1960年に締結された条約が新日米安全保障条約という。
D 新日米安全保障条約の事前協議制度は、日本に対する法的拘束力とアメリカの発議権がないなど問題点がある。
E 日米安全保障共同宣言にもとづいて1997年に完成したのが新ガイドラインである。
- 問10 下線(8)「批判」に対して政府が表明している安全保障政策の原則として正しくないものの記号を一つ選び、解答欄にマークしなさい。
A 非核三原則の堅持 B 文民統制の確立 C 集団的自衛権行使の禁止
D 武器輸出三原則の厳守 E 平和五原則の厳守

【7】 2005 明治学院大学 2/4, A 日程, 本学 文学部(英文学科), 法学部(政治学科)

1945年8月、日本はポツダム宣言を受諾した。ポツダム宣言は、アメリカ合衆国、イギリス、
が日本に無条件降伏を要求した共同宣言である。日本政府は当初、大日本帝国憲法(明治憲法)の改正
日本国憲法の成立

には消極的であったが、連合側側の要請に応じて、⁽¹⁾内閣のなかに [b] を設け検討に入った。ところが、その委員長の名をとって [c] 案といわれるこの日本政府案は保守的だとして、マッカーサーはこれを拒否した。そして、天皇制存続、戦争の放棄、[d] からなる、いわゆるマッカーサー3原則を提示して [e] に改正草案をつくらせた。⁽²⁾現行憲法の日本政府案はこのマッカーサー草案をもとにまとめられたものである。

日本国憲法の3大原則の1つ、平和主義については、憲法は [f] において恒久平和主義を打ち出し、第9条において戦争放棄、戦力の不保持、[g] の否認を定めた。⁽³⁾1946年のフランス[h]や1949年の西ドイツ基本法などの戦争放棄の規定に比べ、日本の平和主義は徹底したものであった。実は平和主義は近代のはじまりにおいては民主政治の基本原則とはみなされていなかった。しかしドイツの哲学者 [i] はすでにフランス革命期に平和と国内政治との深い連関を指摘しており、フランスの1791年憲法や1793年憲法にも「[j] のための戦争」を放棄する規定が見られる。

〔問1〕 文中の空欄 [a] ～ [j] にもっとも適切な語句や人名を入れなさい。

〔問2〕 下線部(1)について。この当時の首相は誰か。

〔問3〕 下線部(2)について。この憲法制定作業には高野岩三郎らの憲法研究会による「憲法草案要綱」が影響を与えたといわれるが、次の文章で正しいと思われるものには○、正しくないと思われるものには×をつけなさい。

- ① 憲法研究会は植木枝盛らの自由民権運動期の憲法草案を参照した。
- ② 憲法研究会はフランス憲法やアメリカ憲法は参照したが、社会主義陣営の憲法、たとえばソ連憲法は参照しなかった。
- ③ 憲法研究会は、高野のほか、美濃部達吉ら学者や知識人7人からなっていた。

〔問4〕 下線部(3)について。日本国憲法を含めてこれらの平和主義に影響を与えたものとして国際連盟規約や国際連合憲章のほか、1928年の不戦条約がある。別名、ケロッグ・ブリアン条約ともいうが、この名前の由来を説明しなさい。

【8】 2005 立命館大学 2/2, 本学・地方

大日本帝国憲法は、1885年に初代の首相となった [A] らによって起草された。[A] は、1882年～1883年までヨーロッパを視察し、[B] 憲法を模範とする立憲主義を採用した。しかし、[B] 憲法は、立憲主義をとるように見せて、実はそれを否定する統治形態と批判されており、[C] 主義とも呼ばれる。このことは、大日本帝国憲法の場合には、[D] が定めた憲法、すなわち^①欽定憲法であり、[D] が国を統治すると定めていることなどに現れている。

一方、主に1881年の国会開設から大日本帝国憲法の制定までの間に、多数の民間人や団体が憲法私案を起草している。これらの草案は [E] と呼ばれているが、現在50以上が発見されており、当時の憲法制定への熱意を知ることができる。その中には自由民権活動家である [F] による東洋大日本国国憲案(日本国国憲案)などのように、第二次世界大戦後に日本国憲法を検討する際に参考とされたものもある。

日本国憲法は、1946年2月に連合国軍総司令部から日本政府に提示された、いわゆる [G] を原案として、日本政府が作成した憲法改正案が^②第90帝国議会に上程され可決されたものである。この憲法は国民主権、平和主義、基本的人権の尊重を基本原理としており、とくに平和主義に関しては、憲法の前文で「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と [H] を保持しようと決意した」と強調している。また憲法第9条で、戦争放棄、戦力の不保持、[I] の否認を規定している。

ところが、[J] 年に治安維持を目的に警察予備隊が発足し、その後の保安隊を経て、自衛隊に改組された。この自衛隊をめぐるのは、憲法上もさまざまな議論がなされてきた。自衛隊発足当初は自衛権

をめぐる論争が中心で、今日でも自衛隊そのものが違憲であるという立場をとるものは少なくない。1990年代に入ると中東の紛争をきっかけとし、国際貢献として自衛隊を海外派遣するための論議が盛んとなり、武力による威嚇、又は武力の に当たるものであつてはならないという前提で、自衛隊を海外に派遣できる新たな法律が成立した。その法律にもとづいて自衛隊の海外派遣は繰り返されているが、2003年にもイラクに対する自衛隊派遣を含む特別措置法が制定され、自衛隊が派遣された。このように条文を変更しないままに、憲法の読み取り方を変えて事実上憲法と異なる状態をつくりだすことを という。いずれにせよ、このような状態は好ましいことではないことから、憲法を改正するべきと考える立場も有力である。この改憲についての主張には、自衛隊の合憲化のほかに、天皇の元首化、 という考え方をを用いて制約できる基本的人権の範囲を拡大することなどがあげられる。

しかし、日本国憲法は と呼ばれる、③一般の法律の改正手続きより改正要件を厳格にしている憲法であるため、改正は容易ではない。

- [1] ～ にあてはまるもっとも適切な語句または数字を記入せよ。
- [2] 下線部①について、「欽定憲法」とは異なり、国民が定める憲法を何というか、漢字で答えよ。
- [3] 下線部②について、この第90条帝国議會の特徴として**不適切なもの**を次の中から一つ選び、記号で答えよ。
- (あ) 最後の帝国議會となった。
 - (い) 20才以上の女性が投票できる最初の選挙で選出された議員が登場した。
 - (う) はじめて女性議員が登場した。
 - (え) 会期は半月であった。
 - (お) 貴族院も開会された。
- [4] 下線部③について、日本国憲法第96条は憲法改正の際に必要とされる国会の発議について、必要な各議院における賛成議員の数をどのように定めているか。

【1】 2007 青山学院大学 2/17 法

1. A. (1) 民撰議院設立 (2) 自由民権 (3) 大日本帝国 (4) 帝国 B. (5) 行政
(6) 國務大臣 C. (7) 不信任の決議案 (8) 総辞職 (9) 連帯 D. (10) 衆議院
(11)・(12) 法律, 予算 (順不同) (13) 条約 (14) 内閣総理大臣 (15) 両院協議会

【2】 2006 青山学院大学 2/19, A・B方式, 本学 経済学部

I (1) 天皇大権 (2) 憲政擁護 (3) 政党内閣 (4) 普通 (5) 象徴 (6) 国事
(7) 最高機関 (8) 立法機関 (9) 議院内閣制 (10) 衆議院
II (11) 自由権 (12) 参政権 (13) 社会権 (14) 自然権 (15) 留保

【3】 2006 関西大学 2/7, A日程, 3教科型, 本学・地方 法学部デイトタイムコース・フレックスコース

問(A) (イ) 問(B) i (イ) ii (ウ) 問(C) 1 (イ) 2 (カ) 3 (ク) 4 (エ)
問(D) (ク) 問(E) (セ) 問(F) (サ)

【4】 2005 青山学院大学 2/15, A方式, 本学 経営学部

(A) (1) 成文法 (2) 不文法 (3) 六法 (4) 商法 (5) 刑事訴訟法 (6) 民事訴訟法
(7) 公法 (8) 私法 (9) 資本主義 (10) 社会法 ※(4)(5)(6)順不同 (B) (11) 神聖
(12) 統治 (13) ポツダム (14) 憲法問題調査委員会 (15) 松本
(16) マッカーサー [GHQ] (17) 主権 (18) 国民 (19) 日本国 (20) 日本国民統合
(21) 助言 (22) 承認 (23) 国事行為 (24) 権能(C) (25) 下級裁判所
(26) 家庭裁判所 (27) 簡易裁判所 (28) 14 (29) 大法廷 (30) 小法廷

【5】 2005 関西大学 2/3, A日程, 本学・地方 社会学部

問(A) 1 (ネ) 2 (ヌ) 3 (コ) 4 (サ) 5 (ク) 6 (ア) 7 (ナ) 8 (ケ)
9 (カ) 10 (チ) 11 (キ) 問(B) (イ) 問(C) (エ) 問(D) (イ) 問(E) (ア)

【6】 2005 法政大学 2/9, A方式, 本学 現代福祉学部 I日程一経済学部

問1 (a) エ (b) ア (c) カ (d) オ 問2 ① ヌ ② ク ③ ネ ④ ヘ
⑤ コ ⑥ ス ⑦ セ ⑧ シ ⑨ ソ ⑩ ム ⑪ カ ⑫ チ
⑬ ツ ⑭ ト ⑮ テ ※⑤⑥, ⑪⑫⑬はそれぞれ順不同
問3 オ 問4 (1) ア (2) ナ (3) カ (4) サ (5) オ

【7】 2005 明治大学 2/18, 本学 農学部(農業経済学科)

問1 E 問2 C 問3 B 問4 B 問5 D 問6 E 問7 A 問8 C
問9 E 問10 E

【8】 2005 明治学院大学 2/4, A日程, 本学 文学部(英文学科), 法学部(政治学科)

[問1] a ソ連 b 憲法問題調査委員会 c 松本 d 封建制の廃止
e GHQ [連合軍総司令部]民生局 f 前文 g 交戦権 h 第4共和制憲法
i カント j 征服
[問2] 幣原喜重郎 [問3] ① ○ ② × ③ ×
[問4] 提案者であるアメリカ合衆国国務長官ケロッグとフランス外相ブリアンの名に由来する。

【9】 2005 立命館大学 2/2, 本学・地方

[1] A 伊藤博文 B プロシア C 外見的立憲 D 天皇 E 私擬憲法 F 植木枝盛
G マッカーサーノート [マッカーサー草案] H 生存 I 交戦権 J 1950 K 行使
L 解釈改憲 M 公共の福祉 N 硬性憲法 [2] 民定憲法 [3] (あ)
[4] 各議院の総議員の3分の2以上の賛成が必要